

第2回検討部会での主な審議内容

論点	主な意見
1. 調査契機及び履歴調査	<p>ガソリンスタンドや鍍金工場の跡地など、3,000 m²未満の土地をどうするかが課題。法的規制がない時の土地再開発が問題。そこをすくい上げる方法を残す方がよい。3,000 m²以上で府として開発面積の 8 割カバーできている。後は土地取引者の責任で対策等を行えるような仕組みを府が用意するというやり方がある。</p> <p>履歴調査方法について、素人が判断できるようなマニュアルを用意する必要がある。</p>
2. 自主調査	<p>行政が自主調査の方法や対策に技術的な助言を与えることは意義がある。</p> <p>行政による確認について、すべて汚染がないというような誤解を産まないよう受理証の発行は慎重にすべき。また公表についても慎重にすべき。</p> <p>自主調査について、行政が全くオーソライズしないというなかかわり方はできない。出てきた情報に対して確認するということは可能。その情報がでっち上げた情報だとしたら、府の責任ではなく、情報を出した側の責任である。</p> <p>府としてもある程度責任を持たざるを得ない。限度を明確にし、その範囲内で関与してチェックすべき。</p> <p>対策に対する府からの補助は大きな負担で行うべきでない。府が調査方法、対策内容等についてマニュアル化することは重要。技術的な助言を行う仕組みも非常に意味がある。過去に鍍金工場やガソリンスタンドだった土地は業者間の自主調査などによるチェックしかないか。</p> <p>府としては、履歴と自主調査を組み合わせ、過去の施設と特定の有害物質使用の可能性を対応させ、後は土地取引者が自ら調査するのが適当。</p>
3. 汚染土壌の管理	<p>客土に伴う汚染はある。土地取引者だけでなく、周辺にも迷惑なので防がないといけないので条例に組み込んだほうがよい。</p> <p>受入側が汚染状況等の確認に努める必要性について、汚染がなかったということをどのように確認するのか。</p>
4. 情報の引継ぎ	<p>民間同士での情報の引継ぎはどうやっていくか。</p> <p>受け入れ土砂の確認や情報の引き継ぎについては、リスクコミュニケーション促進の一環として、不動産関係者、銀行、保険会社等と連携し、土壌汚染の知識の普及啓発、勉強会などを行う必要がある。</p> <p>一定規模以上の開発の場合は行政が情報を残すということをしたほうがよい。</p>